

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯等に係る
令和4年度国民健康保険料の減免申請受付期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯等の国民健康保険料の減免については、令和5年5月8日より「5類感染症」に位置づけられたことから、令和4年度保険料の減免をもって国の財政支援が終了となった。

財政支援は終了したが、令和5年6月には、令和4年の収入額が確定することから、令和4年と令和3年の主たる生計維持者の事業収入等の比較により、その額が3割以上減少している場合、令和4年度保険料の減免対象となる可能性がある。

このため区は、当初、令和5年3月31日をもって減免の申請受付を終了する旨、中野区ホームページ等で周知してきたが、申請受付期間を以下のとおり延長し、減免制度の周知を図ることとする。

1 延長後の申請受付期限

令和5年9月29日(金)

2 周知方法

国保だよりへの掲載(6月13日発送の令和5年度国民健康保険料納入通知書に同封)

周知チラシの送付(催告書へ周知チラシを同封)※毎週200名程度

中野区ホームページへの掲載

区報6月20日号への掲載

(参考) 令和4年度実績件数及び減免額

(1) 令和4年度保険料

申請件数：761件 承認件数：687件 減免額：124,680,763円

(2) 令和3年度相当分保険料

申請件数：13件 承認件数：13件 減免額：1,642,103円